

震災対策用井戸の登録に係る諸注意

この度は、ご所有の井戸を「世田谷区震災対策用井戸」にご登録いただきありがとうございます。ご登録いただきありがとうございます。

登録に際しまして、震災対策用井戸に関する注意事項を下記の通りまとめましたので、お読みいただきまして、制度についてご理解いただけますと幸いです。

○新規登録について

今後皆様の井戸は、「世田谷区震災対策用井戸」として、登録されます。

登録されたご住所は、区のホームページに記載されます（年に1度以上更新）。

区指定の「震災対策用井戸登録の家」というプレートを配布しますので、掲げていただくとともに、災害時には、住民の方々に井戸水の提供をしていただくこととなります。

ここで世田谷区が想定しているのは、飲用水の提供ではなく、「生活用水」としての提供です。

またご登録いただくと、区のホームページの震災対策用井戸のページにて、井戸の所在地が掲載されることとなります（おおよそ年に1度更新予定）。

○補助金交付について

災害時井戸水の提供をしていただく代わりに、区では補助金の交付を行っております。

申請書の提出を受けて、井戸の修理に要した経費の額（100円未満切り捨て）、または、補助限度額（10万円）のうち、いずれか低い額を申請金額としてください。

申請書は、修理完了から1か月以内にご提出いただくようよろしくお願いいたします。

1か月を過ぎてしまった場合補助金の交付ができませんのでご注意ください。

○水質検査について

ご登録いただいた井戸は、登録いただいたときに一度、水質検査を実施させていただきます。

また、2年に1度各地域一斉に水質検査がございますので、ご活用ください。

世田谷区が行う水質検査は、飲用水かどうかを判断するものではないのでご注意ください。

○名義変更・解除について

ご登録井戸の所有者様の変更や、震災対策用井戸としての登録を解除される場合は、所定の申請書を作成の上、ご提出いただきますようお願い申し上げます。

何かご質問、お問い合わせ等ございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

世田谷総合支所地域振興課 地域振興・防災担当

Tel: 03-5432-2831